

## 学校感染症について

以下の「学校感染症」にかかったと医師に診断されたら、その旨を学校に連絡してください。医師の登校許可が出るまでの期間「出席停止」となり、欠席扱いになりません。医師の許可が出て登校したら、担任の先生から本校所定の「出席停止報告書」を受け取り、保護者に必要事項を記入してもらい提出してください。その際、裏面に受診した医療機関発行の領収書の写し等を添付してください。

第一種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、及び特定鳥インフルエンザであるものに限る。

◎新型コロナウイルス感染症は「指定感染症」として定められています。

第二種：インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O157）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎（アポロ病）、その他の感染症※

※その他感染症とは

学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、第3種の感染症として緊急的な措置を取ることができる疾病です。

出席停止の判断は、感染症の種類や学校における発生・流行の状況により判断するものであり、罹患したとしても、直ちに出席停止の対象となるものではありません。

対象になる疾病は以下のようなものがあります。

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染病紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等